

第81回

外務員証について 「テレワークの時代に基本を再確認」

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

政府では「働き方改革」の「環」として、情報

通信技術(ICT)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とする「テレワーク」を推進しています。さらに、当

原稿執筆中に感染が拡大している新型コロナウイルス対策としてもテレワークの活用が奨励されています。会員の皆様の中でも、営業所以外で業務を行うケースが増えてきているのではないのでしょうか。今回は、営業所以外の場所での旅行業務について取引(以下「旅行取引」)を行う際の「外務員」および「外務員証」について再確認をしておきましょう。

「外務員」「外務員証」とは?

旅行者および旅行業者代理業者(以下「旅行業者等」)で、営業所以外の場所での旅行取引を行なう者のことを「外務員」といいます。旅行業者等は外務員に対し当該所属の外務員であることを証明する「外務員証」

を発行し携帯させ、また、外務員は営業所以外の場所での旅行取引を行う相手に「外務員証」を提示するよう義務付けられています(旅行業法第12条の6第1、2項)。携行だけでは足りず提示も必ず行ってください。

「外務員証」の発行・管理について

外務員は、所属する旅行業者等に代わって、旅行者との旅行取引についての一切の裁判外行為を行う権限を持ちますので、外務員証の不正使用が行われないように適切な管理が必要です。外務員証は各旅行業者等が規定様式(第11号様式)に従い発行します(施行規則第28条)。また、発行元は、不正使用防止のため、外務員証には適切な有効期限を付することや、外務員証交付簿を作成して交付対象者氏名、交付年月日および有効期限を記載して管理することが求められています(旅行業法施行要領 第13条2(1)(2))。

「外務員証」を交付できるのは「旅行業者等の役員又は使用人」に限られ、また「使用人」とは「旅行業務の実施に関し、旅行業者等の監督の下に業務を行う者」とされており

(旅行業法施行要領 第13条1)、旅行業者等に雇用された者又は労働者派遣事業者から派遣された者が対象になると考えられます。

一方、それ以外の者が外務員証を不正に所持し、旅行業者等の名義を利用して旅行業務の取引を行うと「無登録営業」に、また、発行元も旅行業法第14条(名義利用等の禁止)に違反することとなり行政処分の対象となります。

最近では「テレワーク」により「サテライトオフィス」の利用なども増えてきているようですが、外務員は、必ず旅行業者等の登録営業所に所属し、当該営業所の旅行業務取扱管理者の管理監督に服さなければならず、外務員が事務所を構え旅行業務を取り扱う場合は、本来自社営業所として登録するか、旅行業者代理業者として登録を受けるべきものなので、このような場合には、「外務員証」を発行してはならないとされています(旅行業法施行要領 第13条2(3)(4))。

最新のツールを活用した「テレワーク」業務は問題がないかといった相談をいただくケースもありますが、担当業務の内容とその遂行の仕方により、良し悪しの判断が異なるケースもあり、その際には具体的に業務内容を整理して行政庁にご相談いただいています。

(岩本)